

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年9月19日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 任 介 辰 哉（千葉地方裁判所刑事第4部判事）

裁判官 三 浦 隆 昭（千葉地方裁判所刑事第4部判事）

裁判官 渡 邊 容 子（千葉地方裁判所刑事第4部判事補）

検察官 寺 尾 智 子（千葉地方検察庁検事）

検察官 亦 野 誠 二（千葉地方検察庁検事）

弁護士 石 井 宏 和（千葉県弁護士会所属）

弁護士 鈴 木 智 之（千葉県弁護士会所属）

1 番 裁 判 員 経 験 者 男

2 番 裁 判 員 経 験 者 男

3 番 裁 判 員 経 験 者 男

4 番 裁 判 員 経 験 者 男

5 番 裁 判 員 経 験 者 男

6 番 裁 判 員 経 験 者 女

7 番 補 充 裁 判 員 経 験 者 女

8 番 補 充 裁 判 員 経 験 者 男

議事要旨

別紙のとおり

【司会者】 それでは、時間になりましたので、ただいまから「裁判員経験者の意見交換会」を始めさせていただきます。

本日は、裁判員あるいは補充裁判員をお務めになられました8名の方に参加していただいています。お忙しい中、意見交換会に御参加ありがとうございます。

私は、今回の意見交換会の司会を務めさせていただきます、刑事第4部で部総括をしています任介といいます。よろしくお願いします。

まず、簡単に私自身の自己紹介をさせていただきますが、裁判官になって二十数年ということになります。ただ、裁判員裁判を担当するのは、昨年12月にこの千葉地裁に来てからということになります。今回のような意見交換会の司会も、したがって初めてということですので、進行上いろいろ不手際等あるとは思いますが、御容赦いただければと思います。

裁判員制度自体は、平成21年5月に始まって以来4年を経過しています。この意見交換会は、裁判員、補充裁判員を経験された皆さんから、審理の分かりやすさという点を中心に率直な御意見や御感想をお伺いするというものになります。それで、その意見等を今後の参考にしたいと思っています。

まず最初に、今回の意見交換会につきましては、裁判官、弁護士、検察官といった、いわゆる法曹三者も参加しています。最初に、簡単に法曹三者のほうから自己紹介をお願いしたいと思います。

では、三浦さんのほうからお願いします。

【三浦裁判官】 刑事4部の任介裁判長の裁判体で右陪席をしている三浦と申します。どうぞよろしくお願いします。

私は、裁判官になって14年目ということになります。皆様も、裁判員裁判を担当されたとき、3人の裁判官がいたと思いますが、裁判長と若いのと真ん中といるうちの真ん中ということになります。

私も裁判官になって14年目なのですけれども、裁判員裁判に本格的に関わるようになったのは今年の4月からということで、これまで大体7件ぐらいの事件

に関わってきました。まだまだ裁判をどういうふうに進めていくのがいいのか、試行錯誤の毎日というような気持ちでいます。

本日は、忌憚のない御意見を伺わせていただき、今後の参考にさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

【司会者】 では、渡邊さんからお願いします。

【渡邊裁判官】 任介裁判長の裁判体で左陪席裁判官をしております、渡邊容子と申します。

私は、23年の1月に裁判官になりましたので、今がちょうど3年目ということになります。これまで、23年1月以来、件数としては四十数件ぐらいの裁判員裁判に携わってまいりましたが、毎回新たに勉強することばかりという毎日です。

今日は、さまざまな事件の裁判員、あるいは補充裁判員として関与された皆様の御意見をお聞きして、今後につなげていければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

【司会者】 では、順番に弁護士、検察官といきます。鈴木弁護士お願いします。

【鈴木弁護士】 弁護士の鈴木智之と申します。

私は弁護士になって3年目で、現在、千葉県弁護士会の刑事弁護センター委員をやらせていただいております。

今まで、裁判員裁判は4件ほど担当させていただきまして、その中で弁護人としては、いろいろなるべく分かりやすくやってきたつもりではあるのですが、まだまだ力不足な点も多くありますので、ぜひ今回こういう意見交換会ということで、忌憚のない意見等、弁護人に向けて何かあればお聞かせ願えればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【司会者】 では、石井弁護士どうぞ。

【石井弁護士】 弁護士の石井宏和と申します。よろしく願いいたします。

私は、弁護士になって4年目です。今まで裁判員裁判でいうと10件前後経験はあるのですけれども、毎回毎回苦勞の連続と、分かりやすく伝えるというところに特に苦心しておりますので、今日むしろ厳しい御意見をたくさんいただければと思ってまいりました。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 では、亦野検察官。

【亦野検察官】 千葉地方検察庁の検事の亦野と申します。

私は、検事になりまして今で5年目になりまして、この4月に千葉に来たのですけれども、裁判員裁判は7件経験しております。その前に青森地検におりまして、そちらで十数件やっておりましたので、裁判員裁判を全部で20件程度経験しております。

ただ、このような裁判員の皆様の率直な御意見を聞ける機会は初めてですので、ぜひとも率直な御意見をいただいて有意義な会にしたいと思っております。よろしく願いいたします。

【司会者】 では、寺尾検察官。

【寺尾検察官】 千葉地方検察庁の検察官の寺尾と申します。

私は、検察官になってちょうど今月で丸12年になります。裁判員裁判が始まった5年前から裁判員裁判の捜査公判に携わっておりますが、公判専従になったのが今年の4月に千葉地検に来てからですので、合計して多分30件くらい裁判員裁判は経験しているかと思います。よろしく願いいたします。

【司会者】 それではまず最初に、話題事項の1ですが、裁判員、補充裁判員を務められた感想について、簡単にお話いただければと思います。

それぞれ御担当になられました事件の概要につきましては、こちらから簡単に紹介させていただきます。また、審理に関する細かな点については、後の審理についてというところで詳しくお聞きするということになりますので、ここでは裁判員、補充裁判員を務められた感想を中心にお話してください。あるいは、自分自身の感想だけでなく、裁判員の経験について、家族であるとかあるいは会社の

同僚に話をされて、その周囲の反応なんかについてもあるという方は、そういうことも織り込んでいただいて構いませんので、簡単をお願いします。

それでは、番号順ということで恐縮ですが、1番さんからお願いしたいと思います。

1番さんの事案につきましては、殺人の事件で、被告人が病気の母親との心中を決意して首に電気コードを巻きつけて窒息死させたというものになりまして、自白をしているということで、量刑が争点という事件になります。

では、1番さん、お願いします。

【1番】 私は、もう退職しまして、比較的時間は持っている身でございます。特に、1週間近くなのですけれども、時間的な問題はなかったのですが、特に若い方ですか、30とか40、仕事のやり盛りの人は1週間、サラリーマンだったら会社を抜けるというのは、非常に会社に戻った後、仕事が大変じゃないかなと。あとは、非常に憂うつな1週間でした。

以上です。

【司会者】 それでは、2番さんの事案ですが、2番さんの事案は、覚せい剤の密輸入の事案で、被告人がメキシコから覚せい剤約3キロを密輸入しようとしたという事件で、被告人に覚せい剤を含む違法薬物の認識があったかどうかということが争点になっていました。

では、2番さん、お願いします。

【2番】 私も今回、裁判員に選ばれたということで、自分自身まさかという気持ちと同時に、周りもやはりびっくりしまして、みんなに聞くと大体まだ一度もそういう経験がある人に会ったことがないというのが回答でございまして、私も会社の同期会等でぜひ一度話してくれということもありましたので、経験談を話しました。やはりみんな、我々、私は60代でございますけれども、それなりに興味はものすごくみんな持っておりまして、ぜひ自分がまた選ばれることがあったら参加したいなという気持ちは、みんな持っておりまして。

私自身、この裁判に関わって、事案の中身についてはまた後でお話しするのだと思うのですが、印象的には、日頃縁のない覚せい剤という部分も含めて、事件というものに対して縁のない形で生きてきた中で、こういう事案に触れ合うというのは、我々の常識の範囲内の中でといっても、常識そのものが基本的にそういう事案に触れたことがなかったものですから、やはりその被疑者の方の信憑性という部分をどう判断するかという、そこに絞られた審理にはちょっとやはり若干戸惑いと、それと、外国人の方で通訳が入ったものですから、非常にもどかしいなという部分、その部分がある分だけやはり時間的にちょっと短いのではないかなという気も、やればやったでそんなになんかと思いますが、ちょっと短いかなという、それでこの方の量刑を決めるということに対して、少し何となしに戸惑いがあったというのも事実でございました。

いずれにしても、貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。

【司会者】 ありがとうございます。

では、3番さんの事案ですが、住居侵入、強盗強姦の事案で、被告人が被害者方に強盗強姦目的で侵入し、被害者に対し包丁様のものを示して脅迫し、強盗強姦に及んだというもので、そういった被害事実があったのか、なかったのかということと、被告人がその犯人かどうかということが争点になっていました。

実を言いますと、この3番さんと6番さんが裁判をされた事件の被告人は同じ被告人ということになります。ただ、審理自体は別々に関わっているということで、どういうことかと言いますと、この被告人が複数の事件で起訴されたため、事件を三つのグループに分けて、最初のグループでまず審理をして有罪か無罪を決め、次のグループでも同様に審理をして有罪か無罪かを決めて、最後のグループでそのグループ全体の事件を審理して、最終的にその全ての事件を合わせて量刑を決める、というような審理が行われています。

これは、区分審理と呼ばれているのですが、これはまとめて全部一つの裁判体

でやると、余りにもちょっと負担が大きすぎるだろうということで、分けて審理するという制度になります。

3番さんがこの2番目のグループの事件を審理し、6番さんが最後の審理を担当されたということになります。説明がちょっと長くなって申し訳ないのですが、では、3番さん、よろしくお願いします。

【3番】 今、紹介といいますか御案内がありましたとおり、区分審理の2番目をやらせていただきました。

非常に難しい事件であったものですから、おおむね2週間ほど裁判員をやりました。非常に気分の悪くなったこともあったのですが、一方では会社のほうで、裁判員として公休扱いというものが認められておりました。裁判員制度というものが、今、日本に根づいてきている一つの証なのかなというのを感じました。

実のところ、我が社にもう一人、大阪のメンバーでも裁判員をやったというのがおりまして、その人間と先般会いましたところ、非常に貴重な経験ができたということで、社内でひとつそういった形で、特定はしないまでも経験談をお話ししようという話が今、実は出ています。

非常に、そんな形でこの事件に参加できたといいますか、今は終わったのですが、とりあえずいい経験ができたかなというふうに考えます。

【司会者】 ありがとうございます。

4番さんの事案ですが、2番さんと同じで覚せい剤の密輸入の事案になります。被告人がスペインから覚せい剤約3.8キロを密輸入しようとしたというもので、覚せい剤を含む違法薬物の認識があったかどうかということが争点になった事件でした。

では、お願いします。

【4番】 最初に、1月の31日にこちらのほうに来たときに、正直言いました選ばれるというふうには思っておりました。審理のほうは2月6日から約四日間ぐらいで行いまして、感想といたしましては、そういう知識も何もな

い私がそういう判断を本当にしてもいいのかということをおもひまして、それに対して何らかの答えを出さないといけないという中で、出したつもりですけれども本当にそれが正当か正当じゃないかというのは、自分でも今のところはまだ判断はついておりませんが、いい経験をさせていただいたというのが今回の裁判員での感想です。

【司会者】 ありがとうございます。

次の5番さんの事案については、通貨の偽造行使などの事件で、被告人がインクジェット複合機で1万円札5枚を偽造してコンビニなどで使ったなどという事件で、自白事件で量刑が争点となっていました。

では、5番さん、どうぞお願いします。

【5番】 まず、意見に入る前に、私は裁判というものが身近ではなく、遠い存在であったので、こういう制度の中で当たるとは思わず、非常にびっくりしておりました。しかも、名簿登録の記載の通知があり、その年の任期いっぱいの12月26日、最後の最後で通知をいただいたので、いや、最後に当たっちゃったのかなということで、不安がまずありました。それで、呼び出されてここへ来た中で、やはり抽選といいますか、やった中で、これにも当たるのかなと思ったら本当に当たっちゃいまして、びっくりしたのがまず感想でございます。

実際に経験してみたときに、めったにできない経験をさせていただき、裁判がこのように進められているということで、こういう裁判という制度が若干身近なものになったのかなということでございます。裁判というものを知る上で非常にためになり、得るものがあつたと思っております。

【司会者】 ありがとうございます。

6番さんの事案は、先ほど説明させていただいたとおり、3番さんと同じ被告人の事件ということになりますが、6番さんが有罪無罪を判断された事案の内容というのは、強盗強姦、強盗殺人などで、被告人が被害者方に侵入して強盗に及び、さらに被害者を付近に駐車中の自動車に連れ込んで強姦し、その後被害者を

窒息死させたという事件などになります。被告人が、それぞれの犯人かどうかといったことなどが争点になっていました。

では、お願いします。

【6番】 3週間ほど、裁判員裁判でこちらのほうに来ていたのですけれども、やはり3週間というのはとても長くて、職場にも、ちょっと3週間裁判員裁判に参加するのでお休みをくださいと言ったところ、すごく最初はみんな驚いていたのですが、頑張ってきてねみたいな感じですがごく温かく送り出していただいたので、それはとてもよかったのですけれども、裁判は傍聴もしたこともなく、すごく訳の分からない世界だと感じていたので、そこに加わっていいのかとすごく緊張しました。

結局、裁判が終わった後3か月くらい、これで本当によかったのかなということを見ると、ちょっと涙が出てきたりとかいろいろして、精神的にちょっと不安定だなというのをとても感じたのですけれども、それも3か月を過ぎるころから普通にはなってきたので、今やはりこういう貴重な経験をできるのは、やってよかったんだなと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。

7番さんの事案は、覚せい剤取締法違反などの事件で、被告人が営利目的で多数人に対し、多数回にわたって覚せい剤または覚せい剤様のものを覚せい剤として譲り渡す行為などを業として行ったことなどの事件で、自白事件で量刑が争点になっていました。

では、お願いします。

【7番】 最初、裁判員の名簿の登録の通知が来たとき、親戚中から、なぜだとまず驚かれました。それと、やはり実際呼出状みたいな郵便が届いたときもあらっと思って、本当に来るんだという信じられない気持ちでいっぱいになりました。いざ選任というその場になって、ああ、あともう少しで終わる、番号最後のほうまで来たので呼ばれないと思っていたら、最後のほうになって補充で呼ばれ

て、信じられないことの連続だったのですけれども、裁判とか裁判所とかは全く身近に触れることのない生活をしてきたものですから、やはり社会勉強の場として最高の勉強をさせてもらったな、というのが正直な感想です。

【司会者】 ありがとうございます。

8番さんの事案は、殺人で被告人が被害者の母親ということですからけれども、食事の不満や金の無心を繰り返す息子の対応に思い悩むなどして、息子を包丁で多数回突き刺すなどして殺害したという事件で、自白事件で量刑が争点となっていたものでした。

では、お願いします。

【8番】 私は、退職していますので、退職してこういった裁判員の通知が来るというのは、はっきり言って非常に余裕があるんです。仕事しているときは、やはり何の余裕もないのですね。実を言いますと、私、病気の妹と一緒に暮らしているのですけれども、やはりそういう点で時間はどうにでもなるということで、非常に正直、怒られるかもしれないけれども、気楽に來ています。

一番最初に感じたことは、非常に待遇がよかったですね。どの部屋に行ってもお茶はありますし、コーヒーもあるし、どうぞ自由にやってくださいと。本当に行き届いていて来たかいがあったという、そんな感じがしますね。

私、いろいろなサークルに入っているのですけれども、そこでその話をしましたら、裁判員やりたいって言うんですよ。やりたいんだけど、通知が来ないからどうしようもないって言うのですけれどもね。やはり、一度は経験したほうがいいだろうなと思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。

それでは、今日の意見交換会のメインの話題であります、審理についてということで行いたいと思います。

一応、内容的に、今日検察官、弁護士も参加していますけれども、検察官の法廷での活動がどうだったかということと、弁護人の活動がどうだったかというこ

と、あと、裁判所がどうだったかということで、大きく三つに分けて御意見をお聞かせいただければと思います。

まず最初に、検察官の説明は分かりやすかったかどうか、ということについて意見交換をお願いしたいと思います。

検察官については、裁判員裁判ということで、分かりやすい審理と立証ということを目指していろいろ工夫をしていることと思います。検察官が審理の最初に行う冒頭陳述、あるいはモニターを利用した証拠の説明、あるいは供述調書の朗読、証人や被告人に対する質問、審理の最後に行われる検察官の論告求刑などがあると思いますが、どの点についてでも構いませんので御意見をいただければと思います。

一応ここでは、検察官についてのことということでお聞きしてはいますが、記憶の関係で、ちょっと検察官なのか弁護士さんかよく分からないけれども、というようなこともあるかと思いますが、そういったことでも構いませんので、遠慮なく御意見をいただければと思います。

どなたか、何かありますか。

【2番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。

【2番】 私自身、裁判について多少興味があって、いろいろドラマでもよくやられているし、小説にもいろいろ書かれているのを見たりするのですが、私が思ったのは、まず検察官の方が調書をどっと積み上げられているんですね。事前にいろいろ指示されているのだと思うのですが、正直言って、我々裁判員がその調書とかいろいろなものが見れるのかなと思ったら、手元に何もありませんよ。つまり、裁判所で言われたこと、示された証拠、それで判断をなさいと。でも、検察官の方は、多分、今まで6回ぐらい聴取したとおっしゃったのですかね。その内容について、時々こういうふうに言われましたけれどもとか、これ押されてますよねなどと書面を示されるのですが、それ自体我々は分からないので

すよね。だから、何となしにその光景を見ているけれども、外国の言葉でしたから通訳が付いて、その人の表情もうそを言っているのか本当言っているのか、何となしにちょっと分かりにくい。だから、そういうようなことを考えると、検察官の方が一覧表のようにまとめて、こうされるのですけれども、その重要な調書がこういうふうになっているんだというようなことを、後で聞いたら裁判長も御存じないというような、そんな話をされていましたから、あの調書の取り扱いというのは、少なくとも裁判員の我々の目に触れることがないのはどうしてかな、というのだけちょっと疑問に思いました。

【司会者】 裁判員裁判の場合には、基本的には、法廷で見て聞いて分かる審理、というのを目指しているのです、捜査段階に話された調書の内容よりは目の前に来てもらって、被告人の場合は被告人から直接話を聞いて、それで心証をとりましょうということで、基本的に余り供述調書に頼らない審理を目指しているということがあるので、その必要がないのに調書を見るということはないとは思いますが、やはり、捜査段階に言っていることと法廷で言っていることが違っているのです、検察官としてはその調書を示しながら、あるいは調書を見ながら違っているのではないかと、ということで確認しているというのが見えてくると、逆にそれが本当にどうなのか見たくなる、というようなお気持ちですかね。

【2番】 そうなんですね。はい。

【司会者】 その点、何かありますか。検察官のほうで。

【寺尾検察官】 検察官としては、採用していただいて見ていただくと非常にありがたいのですが、基本的にはやはり書類が相当多いなというのはごらんになって分かるかと思うので、あれを裁判員の皆さんに全部読んでいただいて判断していただくというのは物理的にも不可能で、相当絞って、裁判所とそれから弁護士さんと、三者で事前に絞っておりますので、極力必要のない書類は出さない方向になっていることは間違いなくて、ただ、そういう何か不完全燃焼なところを残させてしまったのは、やはり立証もちょっと気をつけなければいけないな

と思いました。

【司会者】 その他、何か御意見ありますか。

【6番】 いいですか。

【司会者】 どうぞ。

【6番】 人が亡くなった裁判で、それで証人の方が来てくださって、それが大学病院で解剖をされた先生だったのですけれども、裁判ではそういう言い回しというのがありなのかもしれないのですが、何かこう、心臓が悪くはなかった、でも死因は特定できない、みたいな感じで言われていたので、結局どうなのっていう、何かすごいもやもやが残ったというか、はっきりこれで被害者の方は亡くなりましたというのを、もっと分かりやすく私たちに教えてくれるように言っていただけたらなと思いました。

【司会者】 それは、そういう形でしか証言できないような内容だったということでもない訳ですか。

【6番】 客観的に見て、誰もがそれでやったのでしょと、多分10人いたら10人の方が思うような感じなのですから、やはりそれは周りを固めていて、だからここですとおっしゃりたかったのかもしれないのですが、それが、結局それで亡くなったと私たちは断定をしていただきたかったのですけれども、それはなかったもので、どうなんだろうなという、ちょっと不満がありました。

【司会者】 それは、裁判所のほうから補充質問ということで聞く機会もあると思うのですけれども、そういう機会に誰か裁判官あるいはどなたか他の裁判員が聞かれた、ということはないのですか。

【6番】 なかったと思うんです。裁判官、検察官、弁護人の方は、すごく分かりやすくお話をしてくださったのですけれども、証人の方、多分警察の方とかお医者さんは、ちょっと私には余り、だからこうなっているからこうでしょうみたいな感じではなく回りくどいというか、私には分かりづらかったです。

【司会者】 その鑑定の方に限らず、警察の方も含めて証言内容が分かりにく

かったという印象ですか。

【6番】　そうですね。証人としていらっしゃるのは、警察の方でも鑑定の方でも少ないと思うので、そういう言い方なのかもしれないのですけれども、何かこう、もっと断定的なことが聞きたかったなと思いました。

【司会者】　6番さんの事件では、証人が10人以上調べられていて、それなりに大変だったのかと思うのですけれども、みんながみんな分かりにくかったという訳ではないのですね。

【6番】　そうですね。

【司会者】　どちらかというと、警察の方の話が分かりにくかった。これは、ある意味聞き方にも関わってくるのかなという感じはするのですけれども、何かありますか。

【亦野検察官】　今、お話を伺っている限りでは、二つ可能性というか、二つの両方がかみ合って生じたことなのかもしれないのですけれども、まず一つは、今も裁判長がおっしゃられたように、検察官の質問の仕方が余り適切ではなくて、何をこの証人に言わせたいのかというのがうまく伝わらなかったというのもあるかもしれないというのと、あと、もう一つ今聞いていて思ったのは、恐らく解剖したお医者さんの話をされていたと思うのですけれども、その方が余り断定的な話をしてくれなかったというのは、もしかすると、やはり解剖医の先生というのは科学的な視点でお話しされるので、こちらとしても、そこはもしお話ししてもらえるのであれば、死因はこれですよと断言できますと言ってもらえるのであれば、そう言ってもらいたいというのが正直なところなのですけれども、やはりそういう科学的な視点で話すという立場上、なかなかそこまで断言はできませんという可能性はあるかと思えます。だからといって、こちらがそれで諦めてしまうという訳ではなくて、可能性は高いですよと、こういう可能性が強く考えられますと、それらがうまく伝わるように証言を引き出せばよりよかったのかな、というふうには感じております。

【司会者】 他の方もいろいろ証人尋問等経験されているかと思うのですが、何か印象に残っていること、あるいは何か意見として言っておきたいことがあれば。

8番さん、どうぞ。

【8番】 私の場合は、奥さんが自分の息子を包丁で刺して殺したということですが、息子が精神的な疾患でお金を1万5000円よこせだとか、そういったことをしょっちゅう奥さんのほうに言っていて、奥さんは旦那にどうしたらいいだろうと相談をしたんです。そのときに旦那が、そのうちよくなるだろうと、それで終わりなんです。で、奥さんがやっちゃったんですよね。その旦那と奥さんと二人で作った子供なんです。旦那には何のおとがめもなしと。これはおかしいんじゃないかと私、裁判長に言いました。何の答えもありませんでしたけれどもね。それだけが気になっています。

【司会者】 8番さんの事件では、被告人が心神耗弱かどうかということも問題になって、争いはなかったようですが、精神鑑定を捜査段階に行ったお医者さんの尋問が行われたかと思うのですが、その辺り、分かりにくかったとか、あるいは分かりやすかったとかというのは、何か感想や御意見等ありますか。

【8番】 七十幾つかの被告人でしたけれども、我が子を、初めてですよ殺人なんて。我が子を殺して、精神状態がまともな訳がないでしょう、誰がやって。まともな精神状態で、そんなことができる人間はいないと思うんですよ。それを、わざわざ精神科の先生に証明してもらおうということをやっているのは、やはり量刑を軽くするとか、何かの気持ちはあると思うのですがね。だから、非常に難しいことを言っていました。はっきり言って、私ど素人ですから分からないんですよ、聞いたって。分からないけど、そんなふうに私は解釈をしてたんですよ。

【司会者】 先ほど、その冒頭陳述であるとか、あるいは供述調書の朗読あるいは最後の論告弁論等と言いましたけれども、検察官の法廷での活動に関して何

か印象に残っていることであるとか、御意見はありますか。

3番さんの事件では、足跡痕の鑑定の関係であるとか、あるいはDNA型の鑑定の関係で、それぞれ専門家の証人尋問が行われたと思うのですけれども、そういった関係の、検察官の最初の冒頭陳述であるとか、あるいはその証人尋問というのは分かりやすかったですか。それとも、こういうところを変えたほうがよかったというのがありますか。

【3番】 今、検察官側にちょっと限定してですけれども、私は逆に弁護側のほうがかわいそうだなと思いました。例えば今、裁判長が言ったようにDNAの鑑定をやったのですが、そのDNAの一致する確率が60兆分の1とかそういう確率だったんですよ。その確率でそれは可能性がないという主張を弁護士さんがされていたのですが、一般的に見てとんでもない法外な数字の確率以外の部分は、その方が犯人だと断定する証拠になり得るといって、確かそういう記憶があったのですけれども、それを弁護士側のほうから、逆に言えばその意味でこの人は犯人と断定できないよという主張をされていたと思うのですね。非常にそれを見ていて、お仕事ですからそうやられるしかないと思うのですけれども、無理のある御説明だな、というのを感じた印象がありますね。

それから、足跡痕に関しましても、これは千葉県警のプロフェッショナルの方だったのですけれども、極めてその犯人とされる方の足跡であろうということが予想に難くないということをございまして、それに対して、弁護士のほうでは、それは特定はできないという言い方をされていたのですが、それに対しても、やはり非常に無理があるなといえますか、お仕事だから大変だなというふうに思いました。

【司会者】 その尋問、専門用語等いろいろ出てくると思うのですけれども、その辺り、聞いてすぐ分かるような証言内容とかになっていましたか。

【3番】 証人になられました警察関係の方が二人いたのですが、いずれも専門職の方で、その部分に特化されている方でしたので、御説明の中では、例えば

DNA鑑定の部分で、最初にビデオですかね、DVDを見まして、DNAとはこういうものですよみたいなレクチャーを受けまして、そこから実際に審理に入ったのですけれども、それまではDNAって何なのという、全く分からない裁判員ばかりだったのですが、そういった意味では、分かりやすい形で私たちに御案内をしてくれたのかな、という裁判所側の御努力というのは認められます。それを踏まえた上で審理に入ったものですから、専門用語が多少出てきてもそれなりに理解はできたつもりでいます。前提が全くないと、多分ちんぷんかんぷんだったかなと思いますけれども。

【司会者】 あと、何か御意見ございますか。

最近、新聞等で報道されているのですけれども、遺体の写真であるとか、そういった精神的に負担感が強いとか生々しいとか、そういう写真を見るのはちょっと辛いというようなことが聞かれるところだと思うのですけれども、今回の方の中でも殺人等が絡んでいる方もいらっしゃると思うのですが、その辺り、何か審理を受けていて、この写真とかはちょっと辛かったなとかいうところで何かございますか。

1番さんは殺人でしたけれども、特に何かありますか。

【1番】 殺人で、結局、量刑を決めるような形の争いですから、検察官のほうから出てきている証拠というのですか、ほとんど写真だとか、あと実際に品物、ロープだとかコートですかね、そういうものの中に、やはり子供さんが母親を殺した直後の写真ですかね、実際亡くなった状態のそれらが、写真自体は普通の顔色じゃないですから、多少やはり死んでいる人の顔の実際の写真ですから、ちょっと抵抗とか気になる人は相当気になったかと。私もちょっと気になりました。でも、それはしょうがないんじゃないかなと思うんですよね。実際の事実の証拠に基づいてやっていますから、ある程度表に出さないと。特別おかしいとか違和感はなかったです。だけど、見た写真に対しては、ちょっと気分的に余りすっきりしないような、そんな感じで。

【司会者】 それは、法廷ではその写真は映し出されないで、他の小さい部屋で。

【1番】 画面で。

【司会者】 皆さんの、その裁判員の前のモニターに映るということですか。

【1番】 はい。

【司会者】 特に他の方で、何かちょっと、やはりやめてほしいみたいな意見はなかったですか。

【1番】 そのときはなかったんですよね。見たくないという人もいたかも分からないですけども、私は見たちょっと後になって感じた。でも、見ないとしょうがない事実のものですから、問題は出すか出さないかということですよ。

【司会者】 人が亡くなったかどうかということ自体は、写真以外の方法でも立証することはできると思うのですけれども。

【1番】 そうですね。それが争いになっていないからですよ。

【司会者】 写真自体は、判断する上で必要不可欠なものだというふうに思われましたか。それとも、そこまでちょっと要らないのではないかという。

【1番】 逆に今そういうふうに言われれば、量刑の争いですから、殺人自体は事実で、みんな認めているということですから、出さなくてもよかったかも分からないですよ。そういう意味では、見ることによってまた気分的に、逆の方向から言えば弁護人さんのほうは、やむにやまれずやったというようなストーリーでいろいろな説明もしますから、検察官側の方も、やはり多少はしょうがないかなという感じもするのですけれども。

【司会者】 分かりました。

あと、6番さんはどうですか。人が亡くなっている事件にはなりますけれども。そういった写真は出てきましたか。

【6番】 やはり出てきて、でもすごくむごたらしいものではなかったもので、本当に言葉は悪いのですけれども、すごくきれいでお人形さんみたいな感じだっ

たので、それは抵抗はなかったのですけれども、解剖をされているその写真がちょっとショックでしたね。皮を剥がれていたもので、それはちょっと、目をそらしました。

【司会者】 それは、白黒写真ですか。

【6番】 カラーです。

【司会者】 最初の感想のところで、3か月ぐらいは精神的にちょっと不安定だったということをおっしゃいましたが、実際に裁判員として参加してこういった判断をするということも、ある程度精神的なプレッシャーになるとは思うのですが、それよりそういった審理の中でのそういった写真などというのは、御自身で考えられて何か影響していると思いますか。

【6番】 そういう事件の写真を見たのも初めてですし、周りもそんな事件に遭った人はいないので、やはり人が殺されて亡くなっている写真というのは、すごく今でも忘れられないです。それだけ結構衝撃が大きいというか、やはり同じ裁判員の方は見れなかった方もいらっしゃると思うので、結構精神的な負担にはなると思います。

【司会者】 そこまでの写真、今お考えになって必要だと思いますか。そこまで要らないんじゃないかと思われませんか。

【6番】 私は、解剖の写真は要らなかったのではないかなとは思っているのですが、やはり証拠としてそれが必要だったから出したので、しょうがないのかなとか、なきやいけないものだったのかなという考えではいるのですが、見たくはなかったです。

【司会者】 あと、8番さんも殺人の事件ですけれども、その辺りはどうですか。

【8番】 はっきり言えますけれども、私の場合はそういう写真は出ていません。でも、見たいですね。人によって違うと思うんですよ。そこが余裕があるとか、それはあれでしょうね、私は仕事していませんからね。ですから、ここ

はこういうものだと思って見ているだけですから、そんなに神経質にはなっていないというのが正直なところですけどね。私のほうがおかしいのかもしれませんが。ただ、見たいとは思いますが。法廷で両側に大きなモニターがありますけれども、あれは真っ黒になっていましたからね。私は補充裁判員で、そこにモニターはありますけれども、それも出なかったですね。必要であれば、やはり出すべきだと思います。

それからもう一つは、公開裁判ですけども、ほとんど傍聴席は身内だけなんですよ。固まって身内がいるだけなんですよね。だから、そういう点で見せたくなかったのかもしれないですね。その辺はよく分かりません。勝手に想像しているだけです。

【司会者】 ありがとうございます。

【2番】 ちょっとよろしいですか。

【司会者】 はい、どうぞ。

【2番】 私のときは覚せい剤でしたので、そういったものはなかったのですが、今回の裁判員に選ばれるとき、まず、ここに集まってそれから何人かに絞る訳ですが、その集まったときに事件の概要、初めて知らされるんですね。先ほどありましたけれども、殺人事件とかになりますと、やはりそれは検察側のほうとしても、これだけ残虐なことがあったというのを示さないといけない部分もあるでしょうし、でも、裁判員としては、我々素人ですからなかなか受け入れられない、そういう流れの中で、そこで選べないと。逆に選ぶことができないのかなと、そんな殺人事件だったら、裁判員から降りたいということと言えないのかなと。あのときは、要するに仕事だとかそういったものはだめですと、よほどの理由がない限りは拒否はできませんと、こういうような形で裁判員裁判はスタートしているのですが、事件の中身について私はそれだけのストレスに耐えられないという人がやはり出てくるんじゃないかなと。だから、これは殺人事件ですと、それでも裁判員裁判で裁判員やっていただけますかというのがあってもいいのかなと。

せめてここに来たときにそういった選択権，そういうものがあると少し軽減できるのかなと思いました。

【司会者】 今の話で言うと，裁判員制度自体，試行錯誤を繰り返してよりよい制度になっていく途中だと思うのですが，そういう声も大きいということも踏まえて，どういう形にするかこれから具体的に決まていきますけれども，その選任手続の中で，そういった精神的にちょっとプレッシャーを感じるような証拠が出るような場合には，あらかじめそういう旨を伝えて必要な場合には個別質問を行って具体的な事情をお伺いして，その上で判断するというようなことになってきていると思いますので，これからはそういう点の配慮はなされると思いますので大丈夫と思うのですが，そもそもそういう写真が必要なのかどうかということも，我々としては議論していかないといけないところかなというふうに思っています。

何か，検察官のほうでありますか。

【寺尾検察官】 特に遺体の写真については，最近損害賠償請求されている事件等もありまして，いろいろ賛否両論あると思うのですが，やはり検察官側としては，裁判員の方も裁判官と同じ立場で事件を最終的に判断していただくという以上は，単に書類上，字面で事件のことを把握されるというのではなくて，やはり，生の事件としてできるだけ把握していただきたいという部分があります。ただ，無用にショックを受けてもらってそれで量刑を重くしようとか，そういうことは考えてはいないので，必要な範囲というのはもちろん限られますが，じゃあ真に量刑を決めるためにこれが本当にどうしても必要ですか，と言われたときに，本当に必要な写真ってどこまであるかということ，ほとんどじゃあ字面でいいじゃないかとか，言葉でいいじゃないかとか，あるいはイラストでいいじゃないかとなってくると，それはやはり，生の事件を裁判しているといえるのだろうかという疑問を個人的には持っております。

恐らく，6番の方の事件は，先ほどのお話だと，解剖医の先生も死因について

断言できないような状態で、窒息死ということですよ。最終的には窒息死ということを実証するためには、外から見ても余り圧迫痕がないようであれば、皮膚の下に溢血痕というのですが、皮膚に変色部分、赤くなった部分がこれだけめくるとあるんですよとか、あと、どの部分が折れているかというのを見せるためにどうしても必要だったのではないかと思います。ただ、やはり相当ショックを受けられるということも分かりますので、試行錯誤の中で、こういうのが出ますけれども見たくない方は見なくていいです、というような注意をした上で、我々も証拠を出していく必要があるのかなというふうには考えております。

【司会者】　　ここまで出た中で、弁護士さんのほうで何かお聞きになりたいこと、あるいは言っておきたいことはありますか。

【石井弁護士】　　今の最後の写真関係の話ですけれども、多いのは検察官がこれを証拠として出したいんだと言ったのに対して、いや、そこまで要らないんじゃないですかというのを事前に話し合うという形も多いのですけれども、こちらの主張に沿うものが写真に写っている場合には、こちらを出したいというときが正直、あります。その中で、請求した相手側が、特に本当にそれが必要なのかというようなチェックを厳しくお互いにして、本当に必要だったらそれはしょうがないのですけれども、やはり必要なかどうかは、裁判所も含めてこちらでよく吟味しないといけないのだろうなと思っているところです。皆さんと同じ感想に結局行き着きますけれども、そんなことを思っております。

【司会者】　　それでは、ちょうど1時間たちましたので、ここで10分休憩したいと思います。2時40分から再開します。

では、休憩に入ります。

(休憩)

【司会者】　　それでは、意見交換会を再開いたします。

一応、先ほど検察官の関係、分かりやすかったかどうかという御意見をいただきましたので、引き続いて、次は弁護人の説明が分かりやすかったかどうかとい

う点について御意見を伺いたいと思います。

これも、検察官と同様、最初に弁護人が行う冒頭陳述、あるいは弁護側が請求する証拠の説明、あるいは証人尋問、被告人質問といった際の弁護人の質問、あるいは審理の最後に行く弁護人からの弁論といったようなことがあります。このようなことに関して何か御意見ないし感想、あるいは印象に残っていることがあれば。あるいは、こういうふうにしたほうがいいのではないかとか、ここはちょっと分かりにくかったというようなことがあれば、遠慮なく御意見をいただければと思います。どなたかございますか。

【2番】 私の場合、覚せい剤の事件ですが、ちょっと弁護人の方、多分メキシコの方ですから国選だったのかなとは思っていますが、弁護士の先生の進め方が、被疑者は否認していましたから、無罪という形で言っているのですけれども、弁護士の方も無罪を主張しようとしているのが、要は離婚してどうのこうの、生活的なバックは十分あるんですよとか、そういうことをおっしゃっている部分と、量刑の減軽を求めていらっしゃる弁護士さんのその辺の意図がちょっと見えなかったかなと。ちょっとやはり、検察のほうの主張に併走して事実関係で覚せい剤ということだけに目がいつちゃうから、有罪ありきの話にどうもなっちゃったのかなという、ちょっとそんな感じがしました。

もう一つは、証人が、覚せい剤ですから成田税関の税関職員の女性の方だったんですね。確かドラマとかでもあるのですが、弁護人の方が証人に対して、あなたは相手の方のスペイン語は理解できるのですか、いや、スペイン語は分かりませんと、じゃあ英語でやったんですね、英語でやりましたと、英語はどの程度の能力なんですか、英検はどれぐらいですか、それで2級ですと言ったら、2級ですか、中学生程度ですかと、こういう形でして、逆に言えば、そういう証人の証言内容がいかにか不確定なものなのかを立証せんがためのものなのでしょうけれども、人の性格までやっつけるような形というのは、逆に裁判員である我々の立場で見ると、ちょっと言い過ぎじゃないのかなという印象を持っちゃったんですね。

確かに一生懸命その女性の方は、やはり薬物を持ち込んでるということに気づいて、非常に手早くいろいろやった。だけど、職務に忠実にやってらっしゃる人をつかまえて、言葉が通じなかったから、相手が持ってないとかそういうことを言ったのを理解できたんですか、ということに結びつけようとしたんでしょうけれども、ちょっとやはりその辺のところは、日頃法廷であるのか分かりませんが、私はちょっと違和感を持って聞きました。

【司会者】 他の方は、何かございますか。

1番さんの事件は自白事件ですけれども、弁護側の証人として、被告人のお兄さんの証人尋問が行われているようなのですが、弁護人の法廷活動に関して何か印象に残っていることはありますか。

【1番】 証言方法だとかストーリーというのですか、その説明の仕方、冒頭陳述から証人、それから被告人の質問ですね。全部その流れの中で最善な形で弁護士の方はやられたと思うのですけれども、そのストーリーの立て方で結構受けるほうとしては、事実関係の話じゃなく量刑を決めている話ですから、結構幅があるんじゃないかなという、ちょっと印象を受けました。

【司会者】 ストーリーというのは、弁護人が主張しているその量刑の事情ということですか。

【1番】 そうですね。お兄さんから、家族の問題だとか本人の今までの生い立ちだとか、説明の仕方によっては結構受け取り方が多少変わってくるんじゃないかなと。量刑も少し変わるんじゃないかなという印象を受けます。

【司会者】 実際に、法廷で見られた弁護人の説明とかというのは、分かりやすかったですか。

【1番】 中身はもう非常に分かりやすい説明で、ただ、そのストーリーの立て方がやはりいろいろあるんだなというような、ちょっとそういう感じを受けました。ドラマを作るといったらちょっと表現が悪いですけども、ものの言い方というか説明の仕方でも、やはりある程度、聞いているほうは説明者によってい

ろんな受けとめ方をするんじゃないかな，という印象がありました。

【司会者】 弁護人の説明に余り説得力はなかった，ということになるんですか。

【1番】 そんなことじゃなくて，やはり，子供さんが親を殺している訳ですから，そのストーリーと言ったらちょっと表現が悪いですけど，その説明の仕方によっては，受けとめ方にちょっと個人差があるんじゃないかと。

【司会者】 分かりました。

7番さんの事件でも，弁護側の情状証人ということで，被告人の内妻の証人尋問が行われているようなのですが，何か弁護人の弁護活動ということで印象に残っていることはありますか。

【7番】 印象というか，正直，素人の目線から見て，本当に弁護する気があるのかなというようなところがあったので，ちょっと，弁護するなら本当に助ける意味で，もうちょっと説得力のある事実を持ってきてほしかったな，というのがありました。

今回参加させていただいたこの事件というのが，被告人が病気を患ってまして，入院している病院から通って裁判に参加されていたということもありまして，内妻の女性も付きっきりというか，そういう感じでいらっしやっていたので，そういった方を弁護するなら，もうちょっと人間味のある弁護をしてほしかったというのがあります。

【司会者】 弁護士さんから，何かありますか。

【鈴木弁護士】 人間味のない弁護というのは。

【7番】 職業として弁護士をされているというのは事実なんだと思うのですが，けれども，やはり，ちょっと私も最適な言い方というのができないのであれなのですけれども，人を助けるといった意味での弁護だと思うので，量刑の判断をするという意味では，弁護というのは刑を軽くする意味での弁護でもあると思うので，そういったことから言うと，やはり病人だからというのもあれなのですけれ

ども、罪は罪という事実はあると思うので、ある程度のことは目はつぶれないという現実もあるとは思いますが、その人の人生があと何年ももたないということを知ってと言っちゃあれなんですけれども、決して症状はよくない方だったので、そういった意味での刑を軽くするというやり方もあったんじゃないかなというのが、本当の素人の目線から見て感じました。

【鈴木弁護士】 体調が悪いということについて、今回やってしまったこととの関係でどう起因するのかということに関しては、なかなか難しいかとは思いますが、かといって、量刑の面で体調が悪いから軽くしてというような、なかなか道理が通らないかなというところのぎりぎりの選択はもちろんあると思うのですよね。もちろん、多分弁護人の先生も悩まれた結果、こういうふうに厳しくやっていくという方針をとられたんじゃないかな、というふうにはちょっと思いますね。

【司会者】 あとは、何かありますか。

例えば4番さんの事件なんかというのは、外国人の事件になりますから、被告人の言い分なんかも当然通訳を介して聞くということになると思うのですが、そういった観点から分かりにくかったとか、何かもうちょっと知りたかったとか、印象に残ったことはありますか。

【4番】 分かりにくいというのは特にはないのですが、審理をやっていく中で、ただ私は知りませんでしたとか、本当のことを言わないままずっと審理が続いたままで、弁護士さんのほうは、それは無罪ですという主張をずっとされて、自分のその薬物の違法密輸事件での弁護士さんとのやりとりは、ひたすらに無罪ですという主張をされていて、やってませんやってませんという状態で、本当のことを言わないまま刑が決まってしまったというか、認めないまま刑が決まってしまったというのが、自分が裁判員をやったときの印象です。

【2番】 一つちょっと済みません、追加で。

4番さんと同じように、多分無罪という形でやられたと思うんですね。ずっと

被告人は無罪、弁護人も無罪と言い、そこでひと言言われたのは、覚せい剤を持ち込んだ事実はある訳ですが、それを、ただ自分は覚せい剤であることを知らなかったと、そんなのがスーツケースに入っているのは知らなかったというのがまずあって、それをずっと言い続けられて、それ以外というのは心情的なもので、それで、弁護士の先生が最後に言われたのは、「裁判員の皆さん、疑わしきは罰せずでございますから。」という言葉が投げかけられまして、結構あれは裁判員にはどきっとする言葉ですので、多分裁判所の中では皆さんおっしゃっていることだと思いますけれども。でも、疑わしいけれども、疑わしい場合は罪じゃないんだよというのを改めて言われると、覚せい剤みたいなのは正直言ってなかなか、本当に知っていたのか知ってなかったのか分からないだけに、ちょっとあれは悩んだことは事実ですね。

【司会者】 それでは、時間の関係もありますので、引き続いて、裁判官の関係の話題に移りたいと思います。

裁判官の説明が分かりやすかったか、という点についてですが、裁判官という観点で言うと、裁判官個人に限る訳ではないのですが、実際に参加した法廷での裁判の進め方について、ここはこうしたほうがいいんじゃないかとか、あるいは、ここはよかったというのがあるか、あるいは法廷での手続の細かなことについて、例えば休憩時間等できちんと説明されたのか、してほしかったことなどがあるのか。あるいは評議について、中身の関係は評議の秘密がありますから言えませんけれども、進め方等について、何かこうしたほうがよかったんじゃないかというような意見がいろいろあるかと思いますので、どの場面についてでも構いませんので、遠慮なく御意見をいただければと思います。

何かございますか。

7番さん、どうぞ。

【7番】 非常に分かりやすかったです。その都度その都度説明を入れていただいて、休憩時間のとき後ろに引っ込むじゃないですか、あのときも何か質問は

ありますかという、そのひと言があるだけでもちょっと違ってきていたので、参加するに当たって、その都度の説明というのはすごく分かりやすかったです。

【司会者】 他の方は、いかがですか。

3番さんは、区分審理ということで、私もやったことないのですけれども、ほとんどの裁判員の方もやられたことがないような事件ですが、そういったことに何か説明であるとか、自分がどこまでのことを判断するのかといったようなことで説明が分かりやすかったとか、分かりにくかったというような何か御意見や、印象に残っていることはありますか。

【3番】 裁判長が非常に御苦労されていて、第1の審理と、あと第3の審理もあるのですけれども、第2の審理のみの事実認定をしなくちゃいけないという部分で、どうしても第1審理の部分、それから2週間後くらいに行うであろう第3審理の部分が何となく分かっちゃうんです、我々裁判員のほうは、これは何の事件だなというので、当然家に帰ってインターネットとか見ますと、あ、このことだな、こういうことをやっているんだな、というのが分かっちゃうので、それが我々の先入観として入っちゃうんですね。そうすると、裁判長から、あくまでもこの第2区分のみの被害事実と犯人性の特定に特化してください、というふうには言われているのですけれども、なかなか我々では、この犯人はこういうことをやっちゃったんだね、みたいな先入観を持っているので、非常にその部分で裁判長が御苦労をされているな、というのが見えました。最終的には、論告求刑で、検察官側が懲役何年とかいう求刑をされる訳ですけど、その経験はないんですね。有罪か無罪かということだけを決めて、それを第3区分審理の方々に申し送り事項で残しますからという形で終わったので、最後のドラマティックな部分がちょっと見えなかったのですけれども、裁判長は、非常に御苦労されていたなという印象はありました。

【司会者】 5番さんは、通貨偽造というような、言葉としては分かりやすいのですけれども、事案としてはそんなになじみがない事案かもしれませんし、量

刑というのなかなか難しいかなと思うのですが、その辺り、何か裁判官のほうの説明等で印象に残ったことはありますか。

【5番】 私が携わったのは、確かに通貨偽造行使と、それに窃盗も入っていました。裁判官の方々が、事前の論点整理をかなり進められて苦労しているのかなと思いましたが、検察官側あるいは弁護士側がそれぞれ論点をきちんと整理されてやった中で、スムーズに進んだ裁判かなと思いました。

実際4日間でしたけれども、法廷で審理されたのは2日間で、あとは速やかで、量刑も、ちょっと私が心配したのは、裁判員制度が始まる以前のものと、始まってからのものとの判断がどうだったか、あるいは千葉地裁でやるのと他の所でやる場合とで、裁判員が入ったときの量刑に、ケース・バイ・ケースでぴったり合うということはないでしょうけれども差異が出てくるのか、それがちょっと心配だなと。均衡の原則と言ったら表現が悪いかも分かりませんが、裁判員制度が始まった前後の均衡、あるいは地域の均衡というのがどうなのか、それがちょっと心配かなという思いはしました。ただ、私が携わった裁判は、確かに短い期間で整理されていたものですから、非常に速やかに終わったというのが印象でした。ただ、量刑の決め方が、裁判員制度開始の前後あるいは地域によってどうなのかという心配はありました。

【司会者】 その裁判官からの説明とかで、特に何か分かりにくかったとか、分かりやすかったとかいったことはありますか。

【5番】 私たちも知識がそんなになかったので、質問することもあるにはありましたけれども、質問に対しての答えがまともに返ってきたという表現はいいか分かりませんが、返ってきて分かりやすかったという印象でございます。

【司会者】 あと、6番さんは、手続的にはすごくいろいろなことがてんこ盛りになっていて、区分審理の最後ということだけでも大変だと思うのですが、証人も10人以上いますし、被告人質問だけで2日間かけていると。審理自体が7日間というふうにかなり長い期間で、なおかつ被害者側の御遺族の方の意

見陳述なんかもされているというようなことなのですが、こういったそれぞれの手続について、説明はきちんと分かりやすくされていましたか。

【6番】　　すごく分かりやすく説明はいただいたのですけれども、やはり3番さんと一緒に、前の事件があって、でもそれは考えないでくださいと言われるのですが、いただいた資料というかそういうものには、少しだけなんですけれどもやはり書いてあるんです。そうすると、そこを一度だったらいいという問題でもないのですが、繰り返していると、やはりそれだけ心証が悪くなるというか、そういう目で見えてはいけないのかもしれないのですけれども、この人はこんな短期間でこんなに事件を起こしているんだ、というのを考えないようにしたいとは思いますが、やはりすごく考えちゃって、自分の中でちょっと葛藤がありましたね。

【3番】　　今のお話には非常に同感でして、区分審理の限界というものがあるのかなという気がします。確かに、今6番さんが言ったとおり、前の部分は第2区分ですかね、申し送り事項というのが確か判決に書いてあると思うんですよね。これをもってきて、第3審理の方々にそれも含めて量刑を決めてもらうという申し送り事項、そういうのを確かみんなで作った記憶があるんですね。ですから、第3審理の裁判員の方々、非常に御苦労があったというのは実は分かるんです。第2審理の部分で判断をして、それを申し送りしまして、それを第3の部分で総合的に判断しなくちゃいけないというのが、多分この区分審理の形だと思うのですけれども、もう少し、どうやったらいいかというのは、実は分からないのですが、もう少しやりようがあるのかなと。区分審理のやり方、これがちょっと非常に大きな課題だと思うのですけれども、かといってどうしたらいいですかと聞かれても困っちゃうのですが、区分審理は非常に難しいかなという印象です。

【司会者】　　実際にその最後の段階で、6番さんはその区分審理として自分が判断した事件と、それまでのグループが判断した部分をあわせて量刑を決めるということになる訳ですけれども、その辺りの御苦労というのは何かありますか。

分かりにくかったとか、一応その説明を聞いて、ああそういうものだというふう
に何か分かったとか、その辺りの感想、印象みたいなのはありますか。

【6番】 裁判長と裁判官の方がすごく丁寧に教えてくださって、分からない
私たちのちょっとした疑問でも答えていただいたりしたので、そういう部分では
分かりやすいし、量刑を決めることができたのかなとは思っています。

【司会者】 大体、どこの裁判体でもそうだと思うのですが、休憩を少
なくとも大体1時間以内にはとっているかと思うのですが、その辺り、実際我々
はこれぐらい要るのかなと思って入れているのですが、実際に参加されて
いる皆さんどうでしたか。多すぎると思うのか、やはりこれぐらいあったほうが
いいというふうに思われるのか。その辺りどうですか、率直なところ。それも
個々人の意見があるかと思うのですが、どなたか、どうですかね。

【6番】 私は、すごくこまめに休憩を入れていただいたので、すごくよかつ
たです。結構冬で寒かったので、ちょっとトイレが近くなったりとかそういうの
もあったので、結構たくさんいただいて、すごくありがたかったです。

【司会者】 他の方、どうですか。大体同じような感じですか。

【5番】 私も休憩のほうは、審議の区切りといいますか、そこで入ったので、
適正な休憩の取り方だったかなと思っています。

【司会者】 8番さん、どうぞ。

【8番】 素人ですから、こういうもんだと思ってますから、これが多かろう
と少なかろうと、こういうもんだと思ってますよ。ただ、裁判長が例えば眠くな
ったら眠いというそのメモを回せとか、そういうことを言っていましたので、そ
れはいいことだなと。そんなメモを回さなくても、何だか知らないけれども休憩
ばかりとりましたものね。それはそれで、裁判長がいいと思ってやっていること
ですから、裁判長が決めていることですからね。そういうものだと思っていま
すし、何の違和感もなかったですね。

【司会者】 分かりました。ありがとうございます。

【2番】 ちょっと全般でいいですか。

【司会者】 どうぞ。

【2番】 裁判官の評議の部分、三つありまして、一つは今回、無罪を主張しているんですね。無罪の判決が裁判員裁判になって結構出ている中で、インターネットで見ますと覚せい剤が一番多いというのがありまして、これもちょっと私も気になりまして、みんなもどういう形でどういう判断をしたらいいのか、それを裁判官の右の方だったと思いますが、その方に昼休みちょっとお願いして、無罪だった事例というのはどういう事例だったのかを教えてください、という質問をしました。それは評議というよりも、昼休みの間に皆さんに一応披露してもらって、こういうケースだったんだよというのを教えてもらって、やはり、それはそれで我々としても、ああそういうのが無罪になってるのかということで納得しました。我々は、事例というか判例というものは見ることはないの、やはりそういうものは、積極的にむしろ出してもらってもいいのかなというのがあります。

それから、裁判中の質問で、なかなかできるものじゃないというものの、休みに裏に引っ込んだときに、ちょっと裁判長が、じゃあ質問のある方はということで、こういう質問をするというのを整理されて、じゃあそれは質問してくださいとか、それはちょっとどうかな、というようなことは、なしにしてくださいというようなことをある程度そこで選択していただいて、これはこれで本当によかったと思いますね。我々としても、やはり、余りにも稚拙な質問をするのもどうかっていうのもありましたね。ただ、余りそれが続くと、途中で質問したくても今度は逆に決められた質問しかできなくなっちゃうという、ちょっとそういうところがありました。

もう一つ、評議の進め方の中で、覚せい剤を3キロも持ち込んだのだから当然大きな組織があると思いますよね、という話が皮切りに出まして、それをどう思いますかと言われてもなかなか分からないので、要するに我々にとって多分分かりやすいのは、審理を進める中で一応証拠があって、そして証人尋問があって、

そして被告人質問があるという、その中で証人の言っていることは正しいですか、正しくないですか、どう思いますかという、要はその裁判の流れに沿って評議を進めるほうが時系列で分かりやすいのかなと。こういう覚せい剤の場合では、多分大きな組織が絡んでいるんだから、個人で知らなかったとかいうこともなく、また、受け渡しをどうするかという話も当然あるはずだ、という感じで進められて、我々は整理がつかなかったの、裁判長に、ちょっと1日目からやった内容について、一つ一つどういように我々が感じているかを聞いていただけないでしょうかということを書いて、最後に結論としてどういうふうにするかを定めるほうが、我々としては、評議の進め方としてやりやすかったのかなという印象がありました。

【司会者】 多分その大きな組織が関わってるんですねというのは、評議の進め方でいろいろあると思うのですけれども、検察官の論告の内容について一番最初にそれを書いてあるからということ。

【2番】 そうなんです。そこから結論が出ているものですから、結論ありきになっちゃってる訳ですね。

【司会者】 聞き方の問題かもしれませんね。

【2番】 どちらかというと、別のほうから攻めていって、最後のところでそういう大きい組織が絡んでいるでしょう、という話に持っていくなら分かるのですけれどもね。

【司会者】 お話としては、検察官の論告内容が、ちゃんとそのとおり認められるかどうかということ判断する訳だけれども、その前にその法廷で行ったことをもう1回ちゃんと確認してからやりたいという、そのほうがいいんじゃないかと。

【2番】 というのが、我々のあのときの意見になりましたね。

【司会者】 他の方は何かその点、そんなことは感じなかったとか、あるいはそうだと思うとか、何か御意見ありますか。

【5番】 私の携わった案件につきましては、量刑を争うということであって、通貨偽造とその行使、あるいは窃盗の事件については認めていたので、前提として認めている件について、どう量刑を扱うかというものだけだったので、その進め方について、皆さんが異論なくそれに対しての協議をしてということで、私のほうでも異論はなかったですね。

【司会者】 他の方はどうですか。例えば6番さんなんかは、検討すべき事項がたくさんありすぎるぐらいあったと思うのですけれども、どうですか。評議の進め方で、何か印象あるいは御意見はありますか。

【6番】 進め方は、とても私たちにも分かるようにすごく細かく説明をしてくださって、量刑を決めるときに、やはりいろいろな意見が出ますけれども、量刑についての暗黙の了解というか、それがちょっと。裁判官の方はそういういろいろな事件を見てきて、大体これはこんな感じというのがあると思うのですけれども、私たちは初めてなので、これでいいのかなみたいなことをちょっと思いました。

【司会者】 大分時間が過ぎてきましたので、残り時間が少なくなってきましたので、最後のテーマということで、皆さんに一言ずつ御発言いただきたいと思えます。

皆さんが裁判員、補充裁判員を御経験された訳ですけれども、そういったことを踏まえて、これから裁判員、補充裁判員、あるいは裁判員候補者になる方に向けて、何かメッセージみたいなものがあればお聞かせいただければと思います。先ほど1番さんからでしたので、今度は逆ということで、8番さんからお願いしたいと思います。

では、8番さん、お願いします。

【8番】 初めに言いましたけれども、こういったことは経験したくてできるものではないので、やはり機会があれば大いに経験すべきだと思います。一度はやるべきだと思いますし、何度もやりたいとは思いませんけれども、経験したほ

うがいいということだけですね。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番さんどうぞ。

【7番】 事件の内容もいろいろありますけれども、終わった後はどんな事案であれ、後味の悪い仕事ではありますけれども、社会勉強としては最高の教材だと思いますので、やはり8番さんと同じ意見で一度は経験してもらいたい仕事というか、内容だと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

では、6番さんお願いします。

【6番】 裁判員制度というのは、とても素晴らしいものだと私は思っています。やはりちょっと長かったり、家庭のことがあったり、お仕事のことがあるとしても、絶対これはやったほうが良いと思います。最後は、裁判所に来るのが会社に来る感じになってしまって、すごく裁判長も裁判官の方もすばらしくいい人で、自分の子供にこういうお仕事あるんだよって話せる機会ができたということは、すごくありがたいことだと思いました。

【司会者】 では、5番さんどうぞ。

【5番】 今回の裁判でかなり貴重な経験をさせていただきました。中には複数回当たった方もいるとかという話を聞きました。この制度を広く知っていただくためには、皆さんに多く経験していただくことはいいことだと思いますし、また、こういうふうに進んでいるということを知ることもいいことなので、皆さん方に多く参加していただけたらいいと思っています。

【司会者】 では、4番さんお願いします。

【4番】 今回は貴重な経験をさせていただきました。裁判長と裁判官の方はとてもいい方で、今回は参加させていただきましたして本当にいい経験をさせていただきました。これから裁判員になる方も、できる限りは辞退しないで、なるべく裁判員に参加させていただければよろしいかと思っています。

【司会者】 では、3番さんどうぞ。

【3番】 全く皆さんと一緒にです。辞退をされないで、積極的に参加していただければと思います。

【司会者】 では、2番さんどうぞ。

【2番】 私も貴重な体験をさせていただいたということでは、非常に意義があったことだと思います。一つだけ思ったのは、我々の裁判員裁判というのは、一番で裁判員裁判の尊重されたものを、最高裁でも尊重するというような事例もあるというようなことをいわれている以上、やはり我々としても単なる物見遊山のような感じで参加するのではなしに、素人ながらも裁判官の気持ちになり、そして罪は憎んでも人は憎まずという言葉もありますが、我々はその気持ちをいかに裁判に表せるか、それはやはり本来、もう少し私自身がきちんと踏まえた形でやらないと、その人の一生というものが我々の手の中にあるという事実は、やはり厳粛に受けとめないといけないのかなと思います。だから、単純に面白かった、辛かったというのではなしに、やはり被告人の気持ちに、ある面で我々は一番近いところにいるからこの裁判員裁判というものを広めよう、ということだと思いますので、その精神は、やはりきちんと伝えていきたいなと思っております。

【司会者】 では、1番さんどうぞ。

【1番】 私も皆さんと同じ意見で、貴重な体験をさせていただきましたありがとうございます。次回、もし当たって同じような事案だったら、ちょっと辞退させていただきたいというのが本音のところではあります。

【司会者】 ありがとうございます。

今日、いろいろ発言していただきましたけれども、私以外の裁判官は自己紹介だけでまだ何もしゃべっていないので、どちらでも、何かありますか。

【渡邊裁判官】 今日は、多くの皆さんに集まっていただいて、貴重な御意見をお聞きすることができました。今後の裁判員裁判、これからも続いていきますので、今日お聞きしたご意見も生かしながら、より充実した審理や評議ができる

ように努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

【三浦裁判官】 本当に今日はありがとうございました。貴重な御意見そして裁判所に対するいい意見をいただいてすごくうれしい反面、私が担当した事件の裁判員の方々が何て言ってくれたのかなと、ちょっと心配になったりするときもありますけれども、やはり今日伺って、裁判員制度に対する期待というか、そういうこともすごく感じました。これをどうやって生かしていくかというのは、皆さんとの御協力の中で、まずはやはり裁判官がしっかりしていくこと、そこは軸として動かないというか、しっかりした上でやっていくというのが大事なのかなということをちょっと思ったりしました。今日はどうもありがとうございました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

今日、意見交換会ということで2時間ちょっとお話しさせていただきましたけれども、ぜひ今度選ばれたときには、2回目だからやめるということではなくて、ぜひ参加していただいて、できれば私の合議体と一緒に裁判員裁判をやりたいなというような感じのメンバーだと思いますので、そのときはぜひよろしくお願ひします。

今日の皆さんの御意見を参考にし、今後の裁判員裁判制度の運営や訴訟活動について生かしていきたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

以上で、意見交換会を終わりにしたいと思います。どうも御苦勞様でした。

以 上